## 令和4年度 琴浦町空家等対策計画改訂(案)に対する意見募集実施結果報告書

# 1 意見公募のテーマ 琴浦町空家等対策計画(案)

## 2 意見募集の期間

令和5年2月10日(金)~令和5年2月27日(月)

### 3 周知方法

町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはくで公開

#### 4 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
0	0	0	7件(3人)	7件(3人)

#### 5 意見の内容と対応方針

対応方針:①反映する(一部のみ反映するものも含む) ②すでに盛り込み済み

③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他 (意見等)

要旨	応募意見の概要	応募意見に対する町の考え方	対応 方針
空家ナビの活用	空家ナビの公開件数を増加し、より多く の選択肢を与えて欲しい。また、管理者 でも登録等できる等の条件付で情報公 開できるよう、活用しやすくして欲し い。	現在管理者による申請の場合登録は行っていますが、未登記の場合は対応していません。 空き家所有者へのPRを通じて空き家ナビ登 録件数の増加に努めます。	3
	空家ナビに登録し公開してもらえるシ ステムを知らない人が多い。	空き家所有者へのPRを通じて空き家ナビ登 録件数の増加に努めます。	3
	(県外者所有の空き家など)空家の定義 から外れていても利用可能な物件も情報公開して欲しい。	県外者の管理物件等についても条件が整えば 登録可能としています。	2
計画について	地域住民との連携した相談体制に、神社やお寺の追加(地域住民と密接な関係にあるため)	神社やお寺は、政教分離の原則から計画に追加することができませんので、原案のままとします。	(5)
空家等の 調査につ いて	所有者不明の空家には配慮が大切であ る。	所有者については、法律に基づき、固定資産税 の納税管理者や建物の登記で確認していま す。 所有者やその相続人が不明の場合は、町で計 画的に解体を実施していく予定です。	(5)
特定空家 に対する 措置につ いて		行政代執行は、これまで行っていません。 今後、必要に応じて実施していく予定です。	5

ム提案

町民の固定資産を所有者の了解の上「公 の「地域通貨システム」を導入して「公益 空家等対策審議会などで取り上げます。 信託」財産を運用する。

空家対策 益信託」財産として町が受託する。そし ご意見いただいた内容について現在まで検討 のシステ て、全町民やNPOグループ等の参加形式 は行っていませんが、今後の検討課題として

3